

条例の提案に対する意見の申出について（報告）

福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案の9月定例県議会提案について知事から意見の聴取があったので、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和42年福岡県教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき臨時代理し、別紙のとおり回答しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

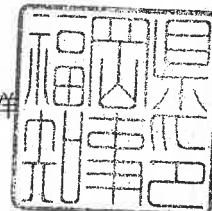
令和2年9月11日

教 育 長

2市町村第1996号  
令和2年7月30日

福岡県教育委員会 殿

福岡県知事 小川 洋



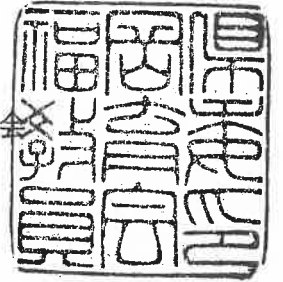
条例の提案に対する意見の聴取について

令和2年9月定例県議会に「福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例」の制定を別案のとおり提出することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

2 教 財 第 5 4 8 号  
令和 2 年 8 月 1 9 日

福 岡 県 知 事 殿

福 岡 県 教 育 委 員 長



条例の提案に対する意見の申出について

(対 7 月 3 0 日 2 市 町 村 第 1 9 9 6 号)

9 月 定 例 県 議 会 に 提 案 予 定 の 福 岡 県 住 民 基 本 台 帳 法 施 行 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例  
案 関 係 し、貴 職 か ら 意 見 を 求 め ら れ た こ と に つ い て は 同 意 し ま す。

## 福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の理由

効率的な情報の管理及び利用並びに県民の利便性の向上を図るため、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本人確認情報を利用し、又は提供する事務として、新たに高等学校の専攻科に係る修学支援金の交付及び支給に関する事務を追加するもの。

### 2 改正の概要

- ・ 住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認情報を知事が利用する事務として、福岡県私立高等学校専攻科修学支援金の交付に関する事務を追加するもの。
- ・ 住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認情報を知事が知事以外の執行機関（教育委員会）に提供する事務として、福岡県立高等学校専攻科修学支援金の支給に関する事務を追加するもの。

### 3 施行期日

令和3年4月1日